

柏市

パートナーシップ・

ファミリーシップ

届出制度

ガイドブック



## パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、  
経済的、物理的及び精神的に、互いに責任を持って協力し合う  
ことを約束した二者の関係をいいます。



## ファミリーシップとは

パートナーシップの関係にある者双方及びその一方又は双方の  
未成年の子を含む社会生活関係をいいます。



## 柏市パートナーシップ・ ファミリーシップ届出制度とは

同性・異性問わず（同性カップル、事実婚等）  
パートナーシップやファミリーシップの関係に  
あることを市に届け出ることができる制度です。  
この制度は、婚姻制度とは異なり法令上の効力  
（相続、税の控除等）が生じるものではありませんが、  
誰もが大切なパートナーや家族と共に自分らしく  
暮らしていけるよう、市が応援するものです。



## 目次

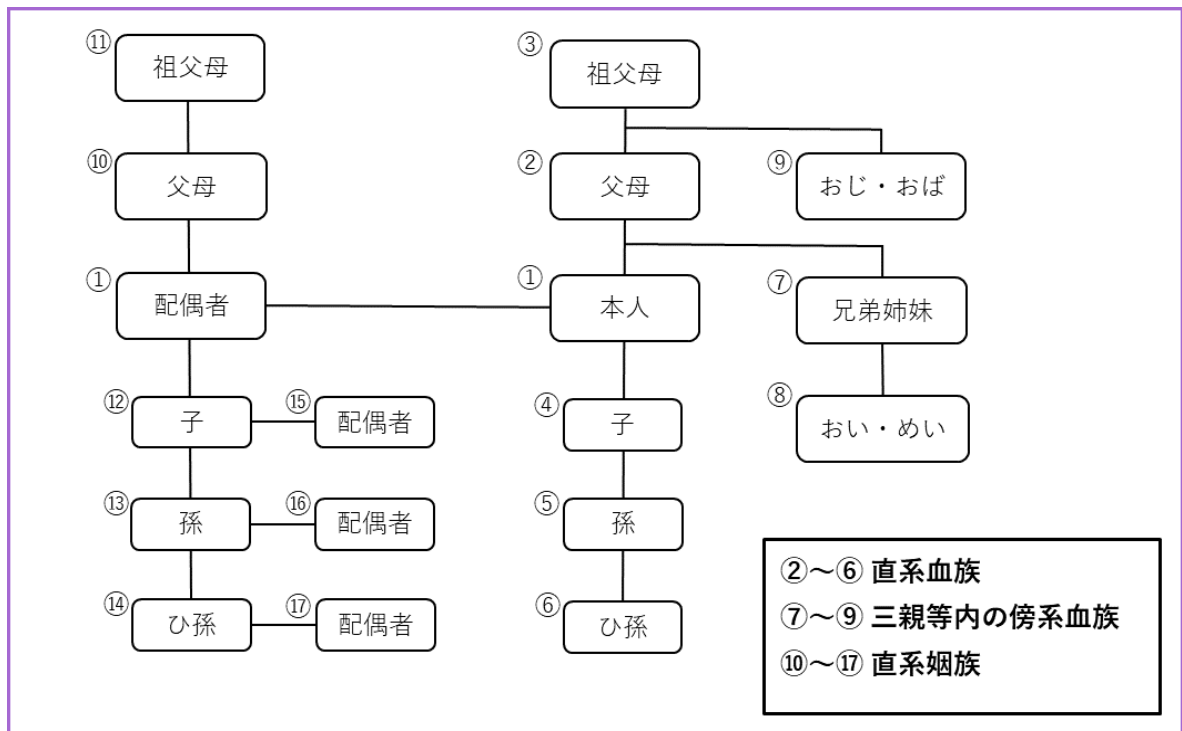
- 1 届出をすることができる方
- 2 届出に必要なもの
- 3 交付までの流れ
- 4 交付書類
- 5 届出受理証明書等の再交付・変更・返還
- 6 届出の無効
- 7 都市間連携について
- 8 Q&A

# 1 届出をすることができる方

次の要件をすべて満たす方が届出をすることができます。

- ☑成年であること
  - ☑双方又は一方が柏市民、または柏市へ転入予定  
であること
  - ☑配偶者がいないこと
  - ☑他の方とパートナーシップの関係がないこと
  - ☑民法で規定する婚姻できない続柄（近親者等）  
同士でないこと
- 下図参照
- ☑ファミリーシップの届出をしようとする方は、  
双方又は一方に未成年のお子さまがいること

民法で規定する婚姻できない続柄（近親者等）



## 2 届出に必要なもの

- ①パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（第1号様式）
- ②パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等交付申請書（第2号様式）
- ③現住所を確認できるもの

次のいずれかをお持ちください

- ・住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証等の官公署が発行した証明書（有効期限内のもの）

- ④独身であることを証明する書類

次のいずれかをお持ちください

- ・戸籍個人事項証明書
  - ・戸籍全部事項証明書
- ※3か月以内に発行されたもの

- ⑤本人確認書類

氏名、住所、生年月日の確認ができるもので、有効期限内のもの

次のいずれかをお持ちください

- ・マイナンバーカード
- ・パスポート
- ・運転免許証
- ・在留カード
- ・官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書

※柏市へ転入を予定している場合

お二人のうち、どちらも市内にお住まいでない場合は、届出日から3か月以内に、住民票の写し等転入したことを証明する書類を提出してください。

※通称名の使用を希望される方へ

通称名での届出を希望する場合は、日常的に使用している通称名が確認できる書類（郵便物、社員証など）をお持ちください。

### 3 交付までの流れ

#### ①届出日の予約

届出希望日の原則1週間前（土・日・祝日及び年末年始を除く）までに、事前に電話またはLoGoフォームにて予約をしてください。届出の日時・場所の調整を行います。

柏市男女共同参画センター

電話：04-7167-1127

【電話応答時間】

午前8時30分から午後5時15分まで

（土・日・祝日及び年末年始を除く）



LoGo フォーム

#### ②届出書の提出

予約した日時に必要書類を持って、柏市男女共同参画センターへお越しください。

※必ず届出をしようとするお二人でお越しください。

※ご希望に応じて個室で対応します。

#### ③届出受理証明書等の交付

交付書類が用意できましたらご連絡いたします。なお、市において書類の内容確認等を行うため、交付までに1週間ほどお時間がかかります。

【受取方法】

- 窓口：届出者のどちらかお一人での受け取りが可能です。

受け取りの際は本人確認のできる書類をご持参ください。

- 郵送：宛名を記入し、切手を貼ったA4封筒を届出書提出の際にご持参ください。

## 4 交付書類

パートナーシップ・ファミリーシップの届出が受理された場合、  
下記の2つの書類を交付します。

### ①パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書

- ・届出が受理されたことを証明するものです。

第3号様式(第6条第1項)  
柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書

第 号  
年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_年 月 日生 \_\_\_\_\_年 月 日生  
届出日 \_\_\_\_\_年 月 日

上記の者が、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要領第4条第1項の規定により、互いを良きパートナー及びファミリーとして、次に掲げる事項の届出がなされ、これを受理したことを証明します。


パートナーシップに係る届出  
互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に、互いに責任をもって協力し合うことを約束すること。  
 ファミリーシップに係る届出  
パートナーシップにある者双方及びその一方又は双方の未成年の子を含む社会生活関係であることを約束すること。

柏市長 ○ ○ ○ ○

### ②パートナー届出受理証明カード

- ・届出が受理されたことを証明するものです。

交付番号 第2023-001号 (見本) 交付日 令和4年4月10日

 **柏市パートナー届出受理証明カード**

柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要領に基づき、届出がなされ、これを受理したことを証明します。

届出日 令和5年4月1日

本人 \_\_\_\_\_ パートナー \_\_\_\_\_  
**手賀沼 光** **大堀川 蒼**  
平成4年1月1日生 平成5年1月1日生  
住所 \_\_\_\_\_  
千葉県柏市柏5-10-1

(見本)

この証明書は、お二人から互いを人生のパートナーであるとする届出があり、当該届出を受理したことを証明するものです。この証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分に御理解いただき、必要なサービスを提供されるよう御協力をお願いいたします。

千葉県 柏市長  
**～多様な生き方を認めあい 個性を生かせるまち柏～**

戸籍上の氏名  
本人 **手賀沼 太郎** パートナー **表面に同じ**  
ファミリーシップ対象者  
**大堀川 零**

問い合わせ及び本証を拾得した場合は柏市男女共同参画センター  
【04-7167-1127】まで

## 5 届出受理証明書等の再交付・変更・返還

### ①再交付

パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等を紛失、毀損、汚損したとき、再交付を申請する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書（第5号様式）をご記入のうえ提出してください。

### ②記載事項の変更

届出書の記載事項に変更があった場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等記載事項変更届（第6号様式）に必要書類及び届出受理証明書等を添えて提出してください。

### ③返還

次のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届（第8号様式）を提出してください。併せてパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書及び届出受理証明カードを返還してください。

- ◆パートナーシップ・ファミリーシップの関係を解消したとき
- ◆パートナーのお一人が死亡したとき
- ◆市が規定する対象者の要件を満たさなくなったとき

1 ページ参照 

※次の場合も手続きが必要になります。該当となる場合はご相談ください。

- ・ファミリーシップの届出をした子が成年に達したとき
- ・子の氏名を削除するとき



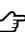
## 6 届出の無効

次のいずれかに該当する場合は、届出を無効とします。

無効となった場合、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理  
証明書及び届出受理証明カードを返還してください。

◆当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき

◆市が規定する対象者の要件を満たさなくなったとき

1 ページ参照 

## 7 都市間連携について

柏市と連携協定を締結している自治体の間で転入・転出する場合、手続きが一部省略できる場合があります。

なお、都市間連携を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。



市HPはこちら

### (1) 柏市から転出する場合

柏市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書及び証明カードの返還は必要ありません。転出する自治体によって継続申告の手続きは異なりますので、各自治体のホームページ等をご確認ください。

### (2) 柏市に転入する場合

#### ◆継続申告の流れ

- ① 事前に電話又はLoGoフォームにて、柏市男女共同参画センターまで届出日を予約してください。
- ② 予約した日時に必要書類をお持ちの上、柏市男女共同参画センターへお越しください。 [3ページ参照](#)

※お二人のうち、どちらかお一人でも手続きは可能ですが、本人確認書類等はお二人分お持ちください。

- ③ 必要書類を市職員が確認し、不備等がない場合、継続申告が完了します。

※「届出受理証明書」、「証明カード」は、継続申告した方全員に発行されます。

- ④ 届出受理証明書・証明カードの受領

#### ◆必要書類

継続申告には、以下(①～④)のものが必要となります。

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ届出継続申告書(第10号様式)
- ② 転出元の自治体で交付された「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」等
- ③ 現住所を確認できるもの(柏市に転入したことがわかるもの：[2ページ参照](#))
- ④ 本人確認ができるもの(2ページ参照)

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求められることがあります。

### (3) 留意事項

- ◆継続申告書を提出いただいた際、柏市から転出元の自治体へ継続申告の旨を連絡します。
- ◆継続申告の手続きが完了した後は、届出受理証明書・証明カードの再交付や返還等については、「柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」の取扱いに則ります。

## 8 Q&A

Q 制度の利用に費用はかかりますか？

A 制度の利用や届出受理証明書等の交付に費用はかかりません。  
ただし、届出の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q 柏市に住んでいなくても届出をすることはできますか？

A 双方又は一方が届出をしようとする日から3か月以内に柏市に転入予定であれば届出が可能です。

Q 届出受理証明書はすぐもらえますか？

A 提出書類の確認や交付書類の準備等で1週間ほどお時間をいただいております。

Q 通称名を使用できますか？

A 使用できます。詳しくは2ページをご覧ください。

Q 市外に転出する場合はどうすればいいですか？

A 転出によりお二人とも柏市民でなくなる場合は、対象者の要件を満たさなくなりますので、返還届出書の提出、併せて届出受理証明書及び届出受理証明カードを返還してください。

(なお、都市間連携をしている自治体への転出の場合は除きます。詳しくは7ページを参照)

また、お二人のうちどちらか一方のみ柏市民でなくなる場合は、記載事項変更届出書を提出してください。詳しくは5ページをご覧ください。

Q 個室で手続きをすることはできますか？

A 個室でのお手続きは可能です。希望される場合は予約時にその旨をお知らせください。

Q 届出受理証明書は公的な本人確認書類として利用できますか？

A 互いを人生のパートナーとし日常生活において互いに責任を持って協力し合うことを届出したことを柏市が証するものであり、公的な本人確認書類としてご利用いただくことはできません。

Q 届出をすると戸籍や住民票の記載は変わりますか？

A 戸籍や住民票の記載は変わりません。

Q 届出書等の様式はどこにありますか？

A 柏市男女共同参画センター窓口で配布しています。  
また、柏市ホームページからもダウンロードできます。



市HPはこちら

Q 届出をすることでどのようなサービスが受けられますか？

A 柏市の一部の手続きやサービスについて、届出をされた方が利用可能になるものや手続きが円滑に行われるものがあります。  
サービスについては、随時追加されていくことが見込まれるため、市ホームページ上に掲載しています。

パートナーと法的な関係を構築する方法として、公証役場で公正証書を作成する方法があります。詳しくは最寄りの公証役場でご確認ください







本制度についてのお問い合わせ  
柏市企画部共生・交流推進センター  
(男女共同参画センター)  
電話：04-7167-1127  
メール：[info-kysc@city.kashiwa.chiba.jp](mailto:info-kysc@city.kashiwa.chiba.jp)

令和5年3月発行

令和5年7月改定